

新しい制度が 始まります！！



10月1日(木)から無断で不来場(※)を行った利用予定者に対し適正利用促進制度を適用します。

多くの方にご利用していただくため、正しい施設のご利用をお願いします。

区民館等の集会施設は、より多くの方に利用していただくことを目的に、「公共施設予約システム」により施設に来所することなく利用予約ができ、使用料も当日の窓口払いが可能という簡易で利便性の高い申込み制度としています。しかしその反面、無断で来場せず、結果として未使用の部屋が突然発生してしまうことがあります。

そこで10月1日(木)から、集会施設における利用の公平性の確保と施設の効率的な利用促進を図るため、無断で不来場を行った利用予定者に対し適正利用促進制度を適用します。

※「不来場」とは予約をした利用区分の開始時間前までに予約の取消しを行わず、利用区分の終了時間までに使用料の納入がないことです。

不来場をすると...

システムの
利用制限

公共施設予約システムからの申込みができなくなります。
(申込みの際は、電話または来所のみとなります。)

使用料の納入
期限の設定

利用が決定した日の翌日から7日(休館日を除く)以内に使用料を納入していただきます。また、抽選申込みで当選した方は、翌月の初日から7日(休館日を除く)以内に使用料を納入していただきます。なお、利用が決定した日の翌日から7日以内より先に利用期日が到来する場合は、利用開始前までに使用料を納入していただきます。

適用期間

不来場を行った日の翌月の初日から3か月間に行われる申込みに対し適用します。適用期間中に再度不来場があった場合は、不来場1回につき3か月間期間を延長します。

対象施設

・区民館(多目的ホールを含む) ・日本橋公会堂集会室
・産業会館集会室 ・ほっとプラザはるみ集会施設

【お問合せ先】

各施設 及び

区民部地域振興課区民施設係

03-3546-5622 (区民施設係)